

様式第一（第5条関係）

新たな規制の特例措置の整備に係る要望書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

産業競争力強化法第6条第1項の規定に基づき、新たな規制の特例措置の適用を受けて新事業活動を実施したいので、別添の書類を添えて、下記のとおり新たな規制の特例措置の整備を求めます。

記

1. 新事業活動の目標
2. 新事業活動の内容
3. 新事業活動の実施時期
4. 新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の条項
5. 新事業活動を実施するために整備が必要となる新たな規制の特例措置の内容
6. その他

（備考）

1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

1. 新事業活動の目標
 - （1）新事業活動に係る事業の目標（新事業活動を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。
 - （2）新たな規制の特例措置を実施することにより、生産性の向上（資源生産性の向上を含む。）又は新たな需要の獲得が見込まれることを要約的に記載する。
2. 新事業活動の内容
 - （1）新事業活動に係る事業の実施内容を記載する。
 - （2）新事業活動を行う場所の住所を記載する。
3. 新事業活動を実施するために整備が必要となる新たな規制の特例措置の内容
 - （1）整備を求める規制の特例措置の内容（現行規制が目的としている安全性等の確保を、現行規制とは異なる方法により担保するための措置等の提案を含むものとする。）を要約的に記載。
 - （2）新たな規制の特例措置を整備することにより実施が可能となる事業活動の内容を要約的に記載。
 - （3）現行規制の範囲において、既に事業の一部を実施している場合はその内容を記載。

様式第二（第5条関係）

新たな規制の特例措置を講ずることとする旨の通知書

年 月 日

殿

大臣 名

年 月 日付けで整備の求めのあった新たな規制の特例措置については、下記のとおり整備することとしましたので、通知します。

（注）「大臣 名」は、第5条第3項の規定による場合には主務大臣名とし、同条第6項の規定による場合には、主務大臣及び関係行政機関の長の連名とする。

記

1. 講ずることとする新たな規制の特例措置の内容
2. 新たな規制の特例措置の整備の見通し
3. その他

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第三（第5条関係）

講ずることとする新たな規制の特例措置の内容の公表

1. 講ずることとする新たな規制の特例措置の内容
2. 新たな規制の特例措置の整備の見通し
3. その他

（記載要領）

「1. 講ずることとする新たな規制の特例措置の内容」中、新たな規制の特例措置の整備の求めを行った者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第四（第5条関係）

新たな規制の特例措置を講じないこととする旨の通知書

年 月 日

殿

大臣 名

年 月 日付けで整備の求めのあった新たな規制の特例措置については、下記のとおり講じないこととすると判断しましたので、通知します。

記

1. 特例措置を講じないこととすると判断する理由
2. 規制の特例措置の整備によらず、新事業活動の一部の実施が可能である場合にはその範囲若しくは実施が可能となるための方策又は規制の緩和若しくは撤廃の見通しがある場合はその内容

（備考）

1. 法第6条第4項の規定により主務大臣が通知を行う場合であって、同条第1項の規定による求めに係る新たな規制の特例措置が他の関係行政機関の長の所管する法令等に係るものである場合には、「1. 特例措置を講じない」とあるのは「1. 特例措置の整備を要請しない」とする。
2. 「大臣 名」は、第5条第4項の規定による場合には主務大臣名とし、同条第8項の規定による場合には主務大臣及び関係行政機関の長の連名とする。
3. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

「2.」には、整備を求められた新たな規制の特例措置の内容の改善点、現行規制下において対応が可能な事業の実施内容若しくはそのための方策又は規制の特例措置の整備によらず規制の緩和若しくは撤廃が行われる見通し等を具体的に記載するよう努めること。

様式第五（第6条関係）

規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に関する照会書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する下記4. に掲げる法令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標
2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容
3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期
4. 解釈及び適用の有無の確認を求める法令の条項等
5. 具体的な確認事項
6. その他

（備考）

1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 「関連する事業活動」に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該事業活動に対する当該規定の適用の有無について確認を求める必要がない場合にあつては、「及びこれに関連する事業活動」の文字を抹消する。
3. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標
 - （1）新事業活動及びこれに関連する事業活動に係る事業の目標（新事業活動及びこれに関連する事業活動を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。
 - （2）新事業活動及びこれに関連する事業活動を実施することにより、生産性の向上（資源生産性の向上を含む。）又は新たな需要の獲得が見込まれることを要約的に記載する。
2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容
 - （1）新事業活動及びこれに関連する事業活動に係る事業の実施内容を記載する。
 - （2）新事業活動及びこれに関連する事業活動を行う場所の住所を記載する。
3. 具体的な確認事項には、新事業活動等に関する法令の適用関係についての自己の見解を記載する。

様式第六（第6条関係）

規制について規定する法律及び法律に基づく命令の解釈等に関する回答書

年 月 日

殿

大臣 名

年 月 日付けで別添により確認の求めのあった件について、下記のとおり回答します。

記

1. 法令の解釈及び新事業活動等に関する法令の適用関係並びにその理由
2. 現行規定において、新事業活動等の一部の実施が可能である場合にはその範囲又は実施が可能となるための方策がある場合はその内容。
3. その他

(備考)

1. 「大臣 名」は、第6条第3項の規定による場合には主務大臣名とし、同条第5項の規定による場合には主務大臣及び関係行政機関の長の連名とする。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(注)

本回答は、確認を求める対象となる法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提として、現時点における見解を示したものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

様式第七（第6条関係）

確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日
2. 回答を行った年月日
3. 新事業活動に係る事業の概要
4. 確認の求めの内容
5. 確認の求めに対する回答の内容

（記載要領）

「3. 新事業活動に係る事業の概要」、「4. 確認の求めの内容」及び「確認の求めに対する回答の内容」中、事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第八（第7条関係）

新事業活動計画の認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

産業競争力強化法第9条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 新事業活動の目標
2. 新事業活動の内容
3. 新事業活動の実施時期
4. 新事業活動の実施に必要な資金の額及びその調達方法
5. 規制の特例措置の適用を受けて新事業活動を実施する場合には、当該規制の特例措置の内容
6. その他

（備考）

1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

1. 新事業活動の目標
 - （1）新事業活動に係る事業の目標（新事業活動を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。
 - （2）新事業活動を実施することにより、生産性の向上（資源生産性の向上を含む。）又は新たな需要の獲得が見込まれることを要約的に記載する。
2. 新事業活動の内容
 - （1）新事業活動に係る事業の実施内容を記載する。
 - （2）新事業活動を行う場所の住所を記載する。
3. 規制の特例措置の適用を受けて新事業活動を実施する場合には、当該規制の特例措置の内容
 - （1）規制の特例措置の適用を受けて実施する事業活動の内容を要約的に記載する。
 - （2）規制の趣旨に照らし、規制の特例措置の適用条件として、上記（1）の事業活動と併せて実施することが必要な措置が政令又は主務省令により規定されている場合には、当該措置の内容を要約的に記載する。
4. 新事業活動の実施に必要な資金の額及びその調達方法
 - （1）必要な資金の額及び調達方法の概要を記載する。
 - （2）社債又は資金の借入れについて法第12条の規定に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受ける期待がある場合には、その旨を、資金の借入れについては借入先金融機関名を示しつつ記載する。

様式第九（第8条関係）

新事業活動計画の認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで認定申請のあった新事業活動計画については、産業競争力強化法第9条第1項の規定に基づき同法第2条第3項に規定する新事業活動を行うものとして認定する。

（備考）

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2. 認定新事業活動計画の写しを添付する。

様式第十（第8条関係）

新事業活動計画の不認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで認定申請のあった新事業活動計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

法第9条第4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第十一（第8条関係）

認定新事業活動計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
2. 認定新事業活動実施者名
3. 認定新事業活動計画の目標
4. 認定新事業活動計画の内容
 - （1）新事業活動に係る事業の内容
 - （2）新事業活動を行う場所の住所
 - （3）規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容
5. 新事業活動の開始時期及び終了時期

（記載要領）

「4. 認定新事業活動計画の内容」中、認定新事業活動実施者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第十二（第9条関係）

認定新事業活動計画の変更認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた新事業活動計画について下記のとおり変更したいので、産業競争力強化法第10条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1. 変更事項
2. 変更事項の内容

（備考）

1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第十三（第9条関係）

認定新事業活動計画の変更認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで変更認定申請のあった新事業活動については、産業競争力強化法第10条第1項の規定に基づき認定する。

（備考）

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2. 認定新事業活動計画の写しを添付する。

様式第十四（第9条関係）

認定新事業活動計画の変更不認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで変更認定申請のあった新事業活動計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

法第9条第4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第十五（第9条関係）

変更後の認定新事業活動計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日
2. 変更後の認定新事業活動実施者名
3. 変更後の認定新事業活動計画の目標
4. 変更後の認定新事業活動計画の内容
 - （1）新事業活動に係る事業の内容
 - （2）新事業活動を行う場所の住所
 - （3）規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容
5. 変更後の新事業活動の開始時期及び終了時期

（記載要領）

「4. 変更後の認定新事業活動計画の内容」中、認定新事業活動実施者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第十六（第10条関係）

認定新事業活動計画の変更指示の通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで認定をした新事業活動計画については、下記の理由により変更を指示します。

記

変更を指示する理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

法第10条第3項のうち、変更を指示する理由を具体的に記載する。

様式第十七（第11条関係）

認定新事業活動計画の認定取消し通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで認定をした新事業活動計画については、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

法第10条第2項及び第3項のうち、認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

様式第十八（第11条関係）

認定新事業活動計画の認定取消しの公表

1. 認定取消しの年月日
2. 認定を取り消された新事業活動実施者名
3. 認定を取り消した新事業活動計画の内容
4. 認定取消しの理由

（記載要領）

認定を取り消された新事業活動実施者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第十九（第12条関係）

事業再編計画の認定申請書

主務大臣 名 殿

年 月 日

住 所
名 称
代表者の氏名

産業競争力強化法第23条第1項の規定に基づき、事業再編計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 事業再編の目標
2. 事業再編の内容
3. 事業再編の実施時期
4. 事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法
5. 事業再編に伴う労務に関する事項
6. その他

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

1. 事業再編の目標
 - (1) 事業再編に係る事業の目標（事業再編を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。
 - (2) 生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標（事業再編の実施に関する指針（平成26年財務省・経済産業省告示第一号）に規定する具体的な指標を用いる。）を記載する。
2. 事業再編の内容
 - (1) 事業再編に係る事業の内容を記載する。
 - ① 計画の対象となる事業を明記するとともにその選定理由を記載する。
 - ② 事業の構造の変更と分野又は方式の変更とに分けて事業再編の具体的内容を要約的に記載する。
 - ③ ②の記載中において、次の説明を記載する。
 - イ 当該事業再編による生産性の向上が当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。
 - ロ 当該事業再編の属する事業分野が過剰供給構造にある場合にあっては、その解消に資するものであること。
 - ハ 内外の市場の状況に照らして、申請者とその営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。
 - ニ 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。
 - (2) 事業再編を行う場所の住所を記載する。
 - (3) 関係事業者又は外国関係法人が行う措置を含む場合には、その名称及び当該関係事業者又は当該外国関係法人が法第2条第8項の関係事業者若しくは法第30条第1項の特定関係事業者又は法第2条第9項の外国関係法人であることの説明を記載する。

- (4) 別表 1 により、事業再編を実施するための措置の内容については、事業の構造の変更及び分野又は方式の変更ごとに法第 2 条第 1 項各号に掲げる事業活動に照らして記載する。
 - (5) 別表 2 により、事業再編に伴う設備投資（土地、建物及び設備（リース設備を含む。）の取得等に係る投資をいう。）の内容について、申請者である事業者及びその関係事業者又は外国関係法人ごとにそれぞれ記載する。
 - (6) 別表 3 により、事業又は資産の譲受け又は譲渡に伴い不動産の譲受け又は譲渡を予定している者は、当該不動産の内容について記載する。合併、分割等により不動産の取得を予定している者についても、同様とする。
3. 事業再編の実施時期
- (1) 事業再編の開始時期及び終了時期を年月をもって記載する。
 - (2) 別表 4 により、毎事業年度の実施予定を記載する。
4. 事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- (1) 必要な資金の額及び調達方法の概要を記載する。
 - (2) 必要な資金の額及び調達方法は、別表 5 により記載する。
5. 事業再編に伴う労務に関する事項
- (1) 事業再編の開始時期の従業員数（申請者である事業者及びその関係事業者又は外国関係法人ごとにそれぞれ記載する。以下（5）まで同じ。）
 - (2) 事業再編の終了時期の従業員数
 - (3) 事業再編に充てる予定の従業員数
 - (4) （3）中、新規採用される従業員数
 - (5) 事業再編に伴い出向又は解雇される従業員数
6. その他
- (1) 令第 4 条第 1 号又は第 2 号に該当するものは、次の事項を記載する。
 - ① 事業再編関連措置を行う事業者の国内売上高合計額その他の令第 4 条第 1 号又は第 2 号に該当するかどうかの基準に係る国内売上高
 - ② 申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況
 - (2) 令第 4 条第 1 号に該当する場合にあっては、（1）の記載事項の様式及び作成方法は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 9 条から第 16 条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和 28 年公正取引委員会規則第 1 号）様式第 4 号、様式第 5 号又は様式第 8 号から様式第 12 号までに「公正取引委員会」を「主務大臣」とすることその他所要の調整を加えたものによる。
 - (3) 令第 4 条第 2 号に該当する場合にあっては、（1）の記載事項は、別表 6 により記載する。
 - (4) 法第 30 条の特例措置の適用を受ける場合にあっては、二以上の事業者が認定事業再編計画に従って事業再編のための措置を共同して行うことに関する書面による合意の内容及び事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するために講ずる措置の内容を別表 7 により記載する。
 - (5) 法第 31 条の特例措置の適用を受ける場合にあっては、株式の併合の内容を別表 8 により記載する。
 - (6) 法第 32 条の特例措置の適用を受ける場合にあっては、株式の発行又は自己株式の処分及び特定株式等取得の内容を別表 9 により記載する。
 - (7) 法第 33 条の特例措置の適用を受ける場合にあっては、特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程を別表 10 により記載する。

別表 1

事業再編の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
法第2条第11項第1号の要件		
イ 合併		
ロ 会社の分割		
ハ 株式交換		
ニ 株式移転		
ホ 事業又は資産の譲受け又は譲渡（外国におけるこれらに相当するものを含む。）		
ヘ 出資の受入れ		
ト 他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社が関係事業者である場合又は当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）		
チ 関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）		
リ 外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得（当該外国法人が外国関係法人である場合又は当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。）		
ヌ 外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの譲渡（当該株式若しくは持分又はこれらに類似するものを配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。）		
ル 会社又は外国法人の設立又は清算		
ヲ 有限責任事業組合に対する出資		
ワ 保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄		
法第2条第11項第2号の要件		
イ 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供による生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成の変化		
ロ 商品の新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上による商品の生産の効率化		
ハ 商品の新たな販売の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入に		

	よる商品の販売又は役務の提供の効率化		
	ニ 新たな原材料、部品若しくは半製品の使用又は原材料、部品若しくは半製品の新たな購入の方式の導入による商品の生産に係る費用低減		

(注)

1. 事業再編計画に従って実施する措置のうち、該当する全ての措置事項について要約的に記載する。同一の措置であって複数の事項に該当する場合は、その旨を記載する。
2. 実施する措置の内容については、次の事項を記載する。なお、申請の段階において未定な部分については、その旨を、その見通しを可能な限り明らかにしつつ記載すること。
 - (1) 合併については、合併する会社（合併により新設される会社を含む。）の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに合併比率及び合併期日を記載する。
 - (2) 会社の分割については、分割する会社（分割により新設される会社を含む。）の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに分割により発行される株式等を引き受ける者並びに分割期日を記載する。
 - (3) 株式交換については、株式交換をする会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに株式交換比率及び株式交換期日を記載する。完全親会社となる会社及び完全子会社となる会社を明らかにすること。
 - (4) 株式移転については、株式移転により新設する会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに株式移転比率及び株式移転期日を記載する。
 - (5) 事業又は資産の譲受けについては、譲り受ける事業又は資産の内容及び価額（株式の場合は、併せてその種類及び数）並びに譲受け期日を記載する。当該事業又は資産の譲受けが財産引受に該当する場合には、その旨を記載する。
 - (6) 事業又は資産の譲渡については、譲り渡す事業又は資産の内容及び価額（株式の場合は、併せてその種類及び数）並びに譲渡期日を記載する。当該事業又は資産の譲渡が財産引受に該当する場合には、その旨を記載する。
 - (7) 出資の受入れについては、当該出資受入れ前の資本金の額、受入れ額、受入れの方法（新株の発行、親会社からの増資等）及び受入れ期日を記載する。当該出資の受入れが現物出資により行われる場合にはその旨を記載し、財産の内容及び価額を記載する。また、当該出資の受入れと同時に資本金、資本準備金又は利益準備金を減少する場合には、その減少額を記載し、株式の併合を伴う場合にはその併合比率を記載する。
 - (8) 他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社が関係事業者である場合又は当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）については、取得する株式又は持分に係る会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金、取得する株式の総数及び取得後における当該他の会社の発行済株式に占める取得株式の割合（出資割合）、派遣する役員数及び当該他の会社の役員に占める当該事業者の派遣役員の割合並びに取得期日を記載する。
 - (9) 関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）については、当該関係事業者における株式保有比率（当該譲渡の前後についてそれぞれ記載する。）及び当該関係事業者の役員に占める当該事業者の派遣役員の占める割合、当該譲渡に係る株式の譲渡先並びに譲渡期日を記載する。当該株式を現物配当する場合には、その旨を記載する。
 - (10) 外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（以下この項目において「株式等」という。）の取得（当該外国法人が外国関係法人である場合又は当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。）については、取得する株式等に係る外国法人の名称、住所、代表者の氏名及び資本金、取得する株式等の総数及び取得後における当該外国法人の発行済株式等に占める取得株式等の割合（出資割合）、派遣する

役員数及び当該外国法人の役員に占める当該事業者の派遣役員の割合並びに取得期日を記載する。

- (11) 外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（以下この項目において「株式等」という。）の譲渡（当該株式等を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。）については、当該外国関係法人における株式等の保有比率（当該譲渡の前後についてそれぞれ記載する。）及び当該外国関係法人の役員に占める当該事業者の派遣役員の占める割合、当該譲渡に係る株式等の譲渡先並びに譲渡期日を記載する。当該株式等を現物配当する場合には、その旨を記載する。
- (12) 会社又は外国法人の設立については、設立する会社又は外国法人の名称、住所、代表者の氏名及び資本金（出資者ごとに出資額を記載する。）並びに設立期日を記載する。会社の設立の場合につき、当該会社の設立において定款に現物出資又は財産引受の記載がある場合には、その旨を記載し、財産の内容及び価額を記載する。
- (13) 会社又は外国法人の清算については、当該会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに清算期日を記載する。
- (14) 有限責任事業組合に対する出資については、出資を行う有限責任事業組合の名称及び住所並びに出資者（組合員）の名称（法人が出資者（組合員）である場合には、当該法人の名称並びに職務執行者の当該法人における役職及び氏名）及び住所を記載する。また、金銭を出資の目的とする場合には、出資の額及び出資する期日を記載し、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、現物出資する財産の内容、財産の価額（有限責任事業組合契約に関する法律施行規則（平成17年経済産業省令第74号）第8条第1項に規定する価額をいう。）及び出資する期日を記載する。
- (15) 保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄については、当該撤去する施設又は廃棄する設備を特定し、その内容、簿価及び除却費用並びに撤去又は廃棄期日をそれぞれ記載する。また、これに伴い希望退職の募集を行う場合は、その旨を記載する。

別表2

事業再編に伴う設備投資の内容

(単位：百万円)

	設備投資 所要資金 額	名称	数量	単価	金額	用途	設置場所
年度							
年度							
年度							
合計額							

別表3

譲受け、取得又は譲渡する不動産の内容

(土地)

(単位：m²)

	所在地番	地目	面積	その他
1				
2				
3				

(家屋)

(単位：m²)

	所在家屋番号	種類構造	床面積	その他

1				
2				
3				

(注) 譲受け又は譲渡について、その他欄に記載する。事業又は資産の譲受け又は譲渡に伴う不動産については、その他欄にその旨を記載し、併せて事業又は資産の譲受け元名又は譲渡先名を明記する。合併、分割等により取得をする不動産についても、同様とする。

別表 4

事業再編の実施時期

年 度	実 施 内 容
年度	
年度	
年度	

別表 5

事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：百万円)

費用	調達先	資金の借入れ	自己資金	その他	合計	備考
所 要 額						

(注)

- 「資金の借入れ」には金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「資金の借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を記載する。
- 法第35条の規定の適用を受ける投資事業有限責任組合から資金を調達する場合には、当該組合の名称、並びに当該組合における外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券（法第35条第1項に規定する指定有価証券をいう。）若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するものの取得及び保有の割合について、事業再編計画の実施期間が終了し、又はその計画が取り消された時に、当該組合の総組合員の出資の総額に対する割合が百分の五十未満となるための措置を「備考」に記載する。
- 社債又は資金の借入れについて法第36条の規定に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受ける期待がある場合には、その旨を、資金の借入れについては借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。
- 本施行規則第12条第3項に規定する事業再編に係る資金計画を含む場合には、「備考」に当該資金計画に係る債権放棄額の総額を記載するとともに、個々の債権者ごとに当該債権者の氏名（当該債権者が法人の場合にあっては、法人名）、債権放棄額及び債権放棄の実施時期を記載する。

別表 6

1. 事業再編関連措置を行う事業者の国内売上高合計額

(単位：百万円)

	甲	乙
事業再編関連措置を行う事業者の名称		
国内売上高合計額		

	(年 月期現在)	(年 月期現在)
国内売上高合計額の算出の根拠		

2. 申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況

--

(注)

1. 事業再編関連措置を行う事業者が3者以上の場合は、1. 中「乙」に続けて、3者目以降の事業者を「丙」、「丁」等として記載する。
2. 国内売上高合計額は、直近事業年度におけるものを記載する。
3. 国内売上高合計額の算出の根拠は、企業結合集団（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第10条第2項に規定する企業結合集団をいう。）に含まれる会社のそれぞれの国内売上高、議決権保有割合（事業再編関連措置を行う事業者の属する企業結合集団に属する会社等が取得し、又は所有する当該事業者の最終親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。）その他の国内売上高合計額の算定の根拠となる内容を記載する。
4. 申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況は、事業再編関連措置に係る商品又は役務に関する事業再編関連措置を行う事業者の同業者の中において占める地位、市場占有率その他の競争の状況を把握するために参考となるべき事項及び事業再編関連措置に併せて採ることとする措置の内容を記載する。

別表7

事業再編に伴う二以上の事業者が認定事業再編計画に従って事業再編のための措置を共同して行うことに関する書面による合意の内容及び事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するために講ずる措置の内容

<p>① （二以上の事業者が共同して事業再編計画の認定を受けようとする場合において、当該二以上の事業者のいずれか一の事業者及び当該事業者が発行済株式の全部を有する株式会社が特定関係事業者の総株主の議決権の三分の二以上を有している場合以外の場合のみ記載） 当該二以上の事業者が認定事業再編計画に従って事業再編のための措置を共同して行うことに関する書面による合意の内容</p>	
<p>② （法第30条第1項各号若しくは第2項各号に掲げる行為又は同条第5項の株式等売渡請求（以下別表7において「事業譲渡等」という。）について特定関係事業者とその取締役との利益が相反する状況にある場合その他の不公正な条件で事業譲渡等が行われるこ</p>	

とにより特定関係事業者の株主の利益が害されるおそれがある状況にある場合のみ記載) 不公正な条件で事業譲渡等が行われることにより特定関係事業者の株主の利益が害されるおそれがある状況の内容及び事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するために講ずる措置の内容	
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

(注) ①には、二以上の事業者が共同して事業再編計画の認定を受けようとする場合において、当該二以上の事業者のいずれか一の事業者及び当該事業者が発行済株式の全部を有する株式会社特定関係事業者の総株主の議決権の三分の二以上を有している場合以外の場合に、当該二以上の事業者が認定事業再編計画に従って事業再編のための措置を共同して行うことに関する書面による合意の内容を具体的に記載する。

②には、事業譲渡等について特定関係事業者とその取締役との利益が相反する状況にある場合その他の不公正な条件で事業譲渡等が行われることにより特定関係事業者の株主の利益が害されるおそれがある状況にある場合において、当該状況の内容及び事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するために講ずる措置の内容を具体的に記載する。

別表 8

事業再編に伴う法第 3 1 条第 1 項に規定する株式の併合の内容

① 資本金等の額の減少と同時に行う株式の併合の内容	
② 一単元の株式の数の減少又はその数の廃止の内容	

(注) ①には、資本金等の額の減少と同時に行う株式の併合の内容について、併合比率及び予定の年月日を含め要約的に記載する。

②には、一単元の株式の数の減少又はその数の廃止の内容について記載することにより、株式の併合後各株主がそれぞれ有する単元の数（当該株式の併合と同時に単元株式数を廃止する場合にあっては、各株主がそれぞれ有する株式の数）が、当該株式の併合前において各株主がそれぞれ有する単元の数を下回ることがないことを明らかにすること。

別表 9

事業再編に伴う法第 3 2 条第 1 項に規定する株式の発行又は自己株式の処分及び特定株式等取得の内容

① （公開買付け（金融商品取引法（昭和 2 3 年法律第 2 5 号）第 2 7 条の 2 第 6 項に規定する公開買付けをいい、外国におけるこれに相当するものを含む。以下別表 9 において同じ。）の方法により特定株式等取得をする場合のみ記載） 公開買付けにおいて取得する予定の他の株式会社又は外国法人の議決権の数の下限	
② （公開買付けの方法以外の方法により特定株式等取得をする場合のみ	

記載) 特定株式等取得において取得する予定の他の株式会社又は外国法人の議決権の数又はその下限	
③ ①又は②の数の議決権を取得した場合の他の株式会社又は外国法人の総議決権に占める事業者が保有する当該他の株式会社又は外国法人の議決権の数の割合	
④ 法第32条第1項の規定により発行することが見込まれる株式又は処分することが見込まれる自己株式の数	
⑤ 法第32条第1項の規定による株式の発行又は自己株式の処分の結果として同項の子会社が保有することとなる事業者の株式の数	

(注)

- ①には、公開買付けの方法により特定株式等取得をする場合に、金融商品取引法第27条の13第4項第1号に規定する条件（外国における公開買付けの方法に相当するものにあつては、これに相当するもの）を付そうとする場合における当該条件に含まれる他の株式会社の株式に係る議決権又は外国法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものに係る議決権のうち、外国における新株予約権若しくは新株予約権付社債又はこれらに類似するものに係る議決権を除いた数を記載すること。
- ②には、公開買付けの方法以外の方法により特定株式等取得をする場合に、特定株式等取得において取得する予定の他の株式会社又は外国法人の議決権の数又はその下限を記載すること。
- 公開買付けの方法により特定株式等取得をする場合（当該特定株式等取得に係る他の株式会社又は外国法人が事業者の関係事業者又は外国関係法人でない場合に限る。）において、議決権保有割合が100分の40に満たない事業者にあつては、公開買付けにおいて、議決権保有割合が100分の40以上となるように金融商品取引法第27条の13第4項第1号に規定する条件（外国における公開買付けの方法に相当するものにあつては、これに相当するもの）を付す旨を③に記載すること。
- 公開買付けの方法以外の方法により特定株式等取得をする場合（当該特定株式等取得に係る他の株式会社又は外国法人が事業者の関係事業者又は外国関係法人でない場合に限る。）において、議決権保有割合が100分の40に満たない事業者にあつては、議決権保有割合が100分の40以上となるように講ずる措置の内容を③に記載すること。
- ⑤は、特定株式等取得に際して子会社が交付する事業者の株式の数を超えない数に限られる。

別表10

事業再編に伴う特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程

① 特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程	
--------------------------------	--

② 事業者の株主が特定剰余金配当により交付を受ける特定剰余金配当株式等の売却をすることが困難でない理由	
-----------------------------------------------------	--

(注) ①には、金融商品取引所の名称及び上場予定日その他の特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程を記載する。また、特定剰余金配当に係る会社法第454条第1項の規定による決定に係る株主総会又は取締役会の決議において金融商品取引所が特定剰余金配当株式等をその売買のため上場することを承認したことを当該特定剰余金配当がその効力を生ずることの条件とする場合にあつてはその旨、当該場合以外の場合にあつてはその旨及びその理由も記載する。

様式第二十（第13条関係）

事業再編計画の不認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで認定申請のあった事業再編計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

法第23条第5項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第二十一（第13条関係）

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
2. 認定事業者名
3. 事業再編の目標
4. 事業再編の内容
5. 事業再編の実施時期
6. 事業再編に伴う労務に関する事項
7. その他

（記載要領）

認定事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第二十二（第14条関係）

認定事業再編計画の変更認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた事業再編計画について下記のとおり変更したいので、産業競争力強化法第24条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1. 変更事項
2. 変更事項の内容

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第二十三（第14条関係）

認定事業再編計画の変更不認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで変更認定申請のあった事業再編計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

法第24条第5項において準用する法第23条第5項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第二十四（第14条関係）

変更後の認定事業再編計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日
2. 変更後の認定事業者名
3. 変更事項
4. 変更事項の内容

（記載要領）

認定事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第二十五（第15条関係）

認定事業再編計画の変更指示の通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで認定をした事業再編計画については、下記の理由により変更を指示します。

記

変更を指示する理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

法第24条第5項において準用する法第23条第5項のうち、変更を指示する理由を具体的に記載する。

様式第二十六（第16条関係）

認定事業再編計画の認定取消し通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで認定をした事業再編計画については、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

法第24条第2項及び第3項のうち、認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

様式第二十七（第16条関係）

認定事業再編計画の認定取消しの公表

1. 認定取消しの年月日
2. 認定を取り消された事業者名
3. 認定取消しの理由

（記載要領）

1. 認定取消しの理由
 - （1）法第24条第2項及び第3項のうち、認定取消しの理由となっているものを具体的に記載する。
 - （2）事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第二十八（第17条関係）

特別事業再編計画の認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

産業競争力強化法第25条第1項の規定に基づき、特別事業再編計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 特別事業再編の目標
2. 特別事業再編の内容
3. 特別事業再編の実施時期
4. 特別事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法
5. 特別事業再編に伴う労務に関する事項
6. その他

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

1. 特別事業再編の目標

- (1) 特別事業再編に係る事業の目標（特別事業再編を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。
- (2) 生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標（事業再編の実施に関する指針（平成26年財務省・経済産業省告示第一号。以下「事業再編実施指針」という。）に規定する具体的な指標を用いる。）を記載する。

2. 特別事業再編の内容

(1) 特別事業再編に係る事業の内容を記載する。

- ① 計画の対象となる事業を明記するとともにその選定理由を記載する。
- ② 計画において組み合わせて一体的に活用される申請事業者及び他の会社又は外国法人の経営資源について、その活用の方法として、商品又は役務の開発、資材調達、生産、販売、提供等における協力をを行う方法について、具体的に記載する。
- ③ 事業の構造の変更と新たな需要を相当程度開拓する新事業活動とに分けて特別事業再編の具体的内容を要約的に記載する。
- ④ ③の記載中において、次の説明を記載する。
 - イ 当該特別事業再編による生産性の向上が当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。
 - ロ 当該特別事業再編の属する事業分野が過剰供給構造にある場合にあっては、その解消に資するものであること。
 - ハ 内外の市場の状況に照らして、申請者とその営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。
 - ニ 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

ホ 申請者である事業者が他の会社又は外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得の対価が株式のみであること。

ヘ 当該事業者による他の会社又は外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得の対価の額が、当該事業者の有する現金及び預金の額から当該申請事業者の事業の継続のために当面必要な運転資金の額を控除した額を基礎として経済産業省令で定めるところにより算出される額を上回ること。

ト 計画の対象となる新事業活動について、法第2条第12項第2号イからハまでに掲げる事業活動のいずれかに該当すること（法第2条第12項第2号ハに掲げる事業活動を記載する場合は、中核的事業に該当する理由を記載すること）。

- (2) 特別事業再編を行う場所の住所を記載する。
 - (3) 関係事業者又は外国関係法人が行う措置を含む場合には、その名称及び当該関係事業者又は当該外国関係法人が法第2条第8項の関係事業者若しくは法第30条第1項の特定関係事業者又は法第2条第9項の外国関係法人であることの説明を記載する。
 - (4) 別表1により、特別事業再編を実施するための措置のうち事業の構造の変更の内容について、次の内容を記載する。
 - ① 特別事業再編として実施する措置について、法第2条第12項第1号イ又はロの措置の別に応じ、該当する欄にその具体的内容を記載する。
 - ② 特別事業再編計画に、法第2条第11項第1号イからワまでに掲げる措置を含めることとする場合には、法第2条第11項第1号イからワまでの措置の別に応じ、該当する欄に具体的内容を記載する。
 - (5) 別表1により、特別事業再編を実施するための措置のうち新たな需要を相当程度開拓する新事業活動の内容については、法第2条第12項第2号イからハまでに掲げる事業活動の別に応じ、該当する欄に具体的内容（同号ハに該当する事業活動にあつては中核的事業の割合の相当程度の増加に関する事項を含む。）を記載する。
 - (6) 別表2により、特別事業再編において対価として交付する株式について、交付を見込む株式及び取得を見込む株式又は持分に関する事項を記載する。
 - (7) 別表3により、特別事業再編に伴う設備投資（土地、建物及び設備（リース設備を含む。）の取得等に係る投資をいう。）の内容について、申請者である事業者及びその関係事業者又は外国関係法人ごとにそれぞれ記載する。
 - (8) 別表4により、事業又は資産の譲受け又は譲渡に伴い不動産の譲受け又は譲渡を予定している者は、当該不動産の内容について記載する。合併、分割等により不動産の取得を予定している者についても、同様とする。
3. 特別事業再編の実施時期
- (1) 特別事業再編の開始時期及び終了時期を年月をもって記載する。
 - (2) 別表5により、毎事業年度の実施予定を記載する。
4. 特別事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- (1) 必要な資金の額及び調達方法の概要を記載する。
 - (2) 必要な資金の額及び調達方法は、別表6により記載する。
5. 特別事業再編に伴う労務に関する事項
- (1) 特別事業再編の開始時期の従業員数（申請者である事業者及びその関係事業者又は外国関係法人ごとにそれぞれ記載する。以下（5）まで同じ。）
 - (2) 特別事業再編の終了時期の従業員数
 - (3) 特別事業再編に充てる予定の従業員数
 - (4) （3）のうち、新規採用される従業員数
 - (5) 特別事業再編に伴い出向又は解雇される従業員数
6. その他
- (1) 令第4条第1号又は第2号に該当するものは、次の事項を記載する。
 - ① 事業再編関連措置を行う事業者の国内売上高合計額その他の令第4条第1号又は第2号に該当するかどうかの基準に係る国内売上高

- ② 申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況
- (2) 令第4条第1号に該当する場合にあっては、(1)の記載事項の様式及び作成方法は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則(昭和28年公正取引委員会規則第1号)様式第4号、様式第5号又は様式第8号から様式第12号までに「公正取引委員会」を「主務大臣」とすることその他所要の調整を加えたものによる。
- (3) 令第4条第2号に該当する場合にあっては、(1)の記載事項は、別表7により記載する。
- (4) 法第30条の特例措置の適用を受ける場合にあっては、二以上の事業者が認定特別事業再編計画に従って特別事業再編のための措置を共同して行うことに関する書面による合意の内容及び事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するために講ずる措置の内容を別表8により記載する。
- (5) 法第31条の特例措置の適用を受ける場合にあっては、株式の併合の内容を別表9により記載する。
- (6) 法第32条の特例措置の適用を受ける場合にあっては、株式の発行又は自己株式の処分及び特定株式等取得の内容を別表10により記載する。
- (7) 法第33条の特例措置の適用を受ける場合にあっては、特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程を別表11により記載する。

別表1

1. 特別事業再編の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
法第2条第12項第1号の要件		
イ 他の会社の株式又は持分の取得(当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。)		
ロ 外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得(当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。)		
法第2条第12項第2号の要件		
法第2条第12項第2号イによる新たな需要の相当程度の開拓		
法第2条第12項第2号ロによる新たな需要の相当程度の開拓		
法第2条第12項第2号ハによる新たな需要の相当程度の開拓		

2. 任意的記載事項の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
イ 合併		
ロ 会社の分割		
ハ 株式交換		
ニ 株式移転		
ホ 事業又は資産の譲受け又は譲渡(外		

国におけるこれらに相当するものを含む。)		
へ 出資の受入れ		
ト 他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社が関係事業者である場合又は当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）		
チ 関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）		
リ 外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得（当該外国法人が外国関係法人である場合又は当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。）		
ヌ 外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの譲渡（当該株式若しくは持分又はこれらに類似するものを配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。）		
ル 会社又は外国法人の設立又は清算		
ヲ 有限責任事業組合に対する出資		
ワ 保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄		

(注)

1. 特別事業再編計画に従って実施する措置のうち、該当する全ての措置事項について要約的に記載する。
2. 実施する措置の内容のうち、法第2条第12項第1号の要件に係る事項については、該当する欄に次の事項を記載する。なお、申請の段階において未定な部分については、その旨を記載すること。
 - (1) 他の会社の株式又は持分の取得（当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）については、取得する株式又は持分に係る会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金、取得する株式の総数及び取得後における当該他の会社の発行済株式に占める取得株式の割合（出資割合）、派遣する役員数及び当該他の会社の役員に占める当該事業者の派遣役員の割合並びに取得期日を記載する。
 - (2) 外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（以下この項目において「株式等」という。）の取得（当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。）については、取得する株式等に係る外国法人の名称、住所、代表者の氏名及び資本金、取得する株式等の総数及び取得後における当該外国法人の発行済株式等に占める取得株式等の割合（出資割合）、派遣する役員数及び当該他の会社の役員に占める当該事業者の派遣役員の割合並びに取得期日を記載する。
3. 実施する措置の内容のうち、法第2条第12項第2号の要件に係る事項については、法第2条第12項第2号イ、ロ又はハの該当する欄に次の事項を記載する。なお、申請の段

階において未定な部分については、その旨を記載すること。

(1) 法第2条第1項第2号イ、ロ、ハ又はニに掲げる措置の内容

(2) 法第2条第1項第2号イ、ロ又はハに掲げる措置の内容

4. 実施する措置の内容のうち、任意的記載事項に係る措置については、該当する欄に次の事項を記載する。なお、申請の段階において未定な部分については、その旨を記載すること。

(1) 合併については、合併する会社（合併により新設される会社を含む。）の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに合併比率及び合併期日を記載する。

(2) 会社の分割については、分割する会社（分割により新設される会社を含む。）の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに分割により発行される株式等を引き受ける者並びに分割期日を記載する。

(3) 株式交換については、株式交換をする会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに株式交換比率及び株式交換期日を記載する。完全親会社となる会社及び完全子会社となる会社を明らかにすること。

(4) 株式移転については、株式移転により新設する会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに株式移転比率及び株式移転期日を記載する。

(5) 事業又は資産の譲受けについては、譲り受ける事業又は資産の内容及び価額（株式の場合は、併せてその種類及び数）並びに譲受け期日を記載する。当該事業又は資産の譲受けが財産引受に該当する場合には、その旨を記載する。

(6) 事業又は資産の譲渡については、譲り渡す事業又は資産の内容及び価額（株式の場合は、併せてその種類及び数）並びに譲渡期日を記載する。当該事業又は資産の譲渡が財産引受に該当する場合には、その旨を記載する。

(7) 出資の受入れについては、当該出資受入れ前の資本金の額、受入れ額、受入れの方法（新株の発行、親会社からの増資等）及び受入れ期日を記載する。当該出資の受入れが現物出資により行われる場合にはその旨を記載し、財産の内容及び価額を記載する。また、当該出資の受入れと同時に資本金、資本準備金又は利益準備金を減少する場合には、その減少額を記載し、株式の併合を伴う場合にはその併合比率を記載する。

(8) 他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社が関係事業者である場合又は当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）については、取得する株式又は持分に係る会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金、取得する株式の総数及び取得後における当該他の会社の発行済株式に占める取得株式の割合（出資割合）、派遣する役員数及び当該他の会社の役員に占める当該事業者の派遣役員の割合並びに取得期日を記載する。

(9) 関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）については、当該関係事業者における株式保有比率（当該譲渡の前後についてそれぞれ記載する。）及び当該関係事業者の役員に占める当該事業者の派遣役員の占める割合、当該譲渡に係る株式の譲渡先並びに譲渡期日を記載する。当該株式を現物配当する場合には、その旨を記載する。

(10) 外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（以下この項目において「株式等」という。）の取得（当該外国法人が外国関係法人である場合又は当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。）については、取得する株式等に係る外国法人の名称、住所、代表者の氏名及び資本金、取得する株式等の総数及び取得後における当該外国法人の発行済株式等に占める取得株式等の割合（出資割合）、派遣する役員数及び当該外国法人の役員に占める当該事業者の派遣役員の割合並びに取得期日を記載する。

(11) 外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（以下この項目において「株式等」という。）の譲渡（当該株式等を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。）については、

当該外国関係法人における株式等の保有比率（当該譲渡の前後についてそれぞれ記載する。）及び当該外国関係法人の役員に占める当該事業者の派遣役員の占める割合、当該譲渡に係る株式等の譲渡先並びに譲渡期日を記載する。当該株式等を現物配当する場合には、その旨を記載する。

- (12) 会社又は外国法人の設立については、設立する会社又は外国法人の名称、住所、代表者の氏名及び資本金（出資者ごとに出資額を記載する。）並びに設立期日を記載する。会社の設立の場合につき、当該会社の設立において定款に現物出資又は財産引受の記載がある場合には、その旨を記載し、財産の内容及び価額を記載する。
- (13) 会社又は外国法人の清算については、当該会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに清算期日を記載する。
- (14) 有限責任事業組合に対する出資については、出資を行う有限責任事業組合の名称及び住所並びに出資者（組合員）の名称（法人が出資者（組合員）である場合には、当該法人の名称並びに職務執行者の当該法人における役職及び氏名）及び住所を記載する。また、金銭を出資の目的とする場合には、出資の額及び出資する期日を記載し、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、現物出資する財産の内容、財産の価額（有限責任事業組合契約に関する法律施行規則（平成17年経済産業省令第74号）第8条第1項に規定する価額をいう。）及び出資する期日を記載する。
- (15) 保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄については、当該撤去する施設又は廃棄する設備を特定し、その内容、簿価及び除却費用並びに撤去又は廃棄期日をそれぞれ記載する。また、これに伴い希望退職の募集を行う場合は、その旨を記載する。

別表2

特別事業再編において対価として交付する株式に関する事項

① 第2条第12項第1号イ又はロに掲げる措置を行うため交付することを見込む申請事業者の株式の数	
② 当該株式の一株当たりの時価に相当する額	
③ （特別事業再編を実施するため他の会社又は外国法人の株式又は株式に類似するものを取得する場合）取得を見込む他の会社又は外国法人の株式又は株式に類似するもの（以下「取得見込株式」という。）の数及び取得見込株式の一株を取得すると引替えに交付する申請事業者の株式の数	
④ （特別事業再編を実施するため他の会社又は外国法人の持分又は持分に類似するものを取得する場合）取得を見込む他の会社又は外国法人の持分又は持分に類似するもの（以下「取得見込持分」という。）の出資口数又は出資価額	

(注)

1. ②には、第2条第12項第1号イ又はロに掲げる措置を行うため交付することを見込んでいる申請事業者の株式の一株当たりの時価に相当する額や、その算定の根

拠となる内容を記載すること。

2. ③及び④については、該当する欄に次の事項を記載する。

(1) ③には、取得見込株式の数及び取得見込株式の数の算定根拠並びに取得見込株式の一株の取得の対価として交付する見込みの申請事業者の株式の数を記載すること。

(2) ④には、取得見込持分の出資口数又は出資価額及び当該出資口数又は当該出資価額の算定根拠並びに取得見込持分の一口又は一定額の出資価額の取得の対価として交付する見込みの申請事業者の株式の数を記載すること。

別表3

特別事業再編に伴う設備投資の内容

(単位：百万円)

	設備投資 所要資金 額	名称	数量	単価	金額	用途	設置場所
年度							
年度							
年度							
合計額							

別表4

譲受け、取得又は譲渡する不動産の内容

(土地)

(単位：㎡)

	所在地番	地目	面積	その他
1				
2				
3				

(家屋)

(単位：㎡)

	所在家屋番号	種類構造	床面積	その他
1				
2				
3				

(注) 譲受け又は譲渡について、その他に記載する。事業又は資産の譲受け又は譲渡に伴う不動産については、その他にその旨を記載し、併せて事業又は資産の譲受け元名又は譲渡先名を明記する。合併、分割等により取得をする不動産についても、同様とする。

別表5

特別事業再編の実施時期

年度	実施内容
年度	
年度	
年度	

別表6

特別事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：百万円)

費用	調達先	資金の借入れ	自己資金	その他	合計	備考
所要額						

(注)

- 「資金の借入れ」には金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「資金の借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を記載する。
- 法第35条の規定の適用を受ける投資事業有限責任組合から資金を調達する場合には、当該組合の名称、並びに当該組合における外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券（法第35条第1項に規定する指定有価証券をいう。）若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するものの取得及び保有の割合について、特別事業再編計画の実施期間が終了し、又はその計画が取り消された時に、当該組合の総組合員の出資の総額に対する割合が百分の五十未満となるための措置を「備考」に記載する。
- 社債又は資金の借入れについて法第36条の規定に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受ける期待がある場合には、その旨を、資金の借入れについては借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。
- 本施行規則第17条第4項に規定する特別事業再編に係る資金計画を含む場合には、「備考」に当該資金計画に係る債権放棄額の総額を記載するとともに、個々の債権者ごとに当該債権者の氏名（当該債権者が法人の場合にあっては、法人名）、債権放棄額及び債権放棄の実施時期を記載する。

別表7

1. 事業再編関連措置を行う事業者の国内売上高合計額

(単位：百万円)

	甲	乙
事業再編関連措置を行う事業者の名称		
国内売上高合計額	(年 月期現在)	(年 月期現在)
国内売上高合計額の算出の根拠		

2. 申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況

--

(注)

- 事業再編関連措置を行う事業者が3者以上の場合は、1. 中「乙」に続けて、3者目以降の事業者を「丙」、「丁」等として記載する。
- 国内売上高合計額は、直近事業年度におけるものを記載する。
- 国内売上高合計額の算出の根拠は、企業結合集団（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第10条第2項に規定する企業結合集団をいう。）に含まれる会社のそれぞれの国内売上高、議決権保有割合（事業再編関連措置を行う事業者の属する企業結合集団に属する会社等が取得し、又は所有する当該事業者の最終親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。）その他の国内売上高合計額

の算定の根拠となる内容を記載する。

4. 申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況は、事業再編関連措置に係る商品又は役務に関する事業再編関連措置を行う事業者の同業者の中において占める地位、市場占有率その他の競争の状況を把握するために参考となるべき事項及び事業再編関連措置に併せて採ることとする措置の内容を記載する。

別表 8

特別事業再編に伴う二以上の事業者が認定特別事業再編計画に従って特別事業再編のための措置を共同して行うことに関する書面による合意の内容及び事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するために講ずる措置の内容

<p>① (二以上の事業者が共同して特別事業再編計画の認定を受けようとする場合において、当該二以上の事業者のいずれか一の事業者及び当該事業者が発行済株式の全部を有する株式会社が特定関係事業者の総株主の議決権の三分の二以上を有している場合以外の場合のみ記載) 当該二以上の事業者が認定特別事業再編計画に従って特別事業再編のための措置を共同して行うことに関する書面による合意の内容</p>	
<p>② (法第30条第1項各号若しくは第2項各号に掲げる行為又は同条第5項の株式等売渡請求(以下別表8において「事業譲渡等」という。))について特定関係事業者とその取締役との利益が相反する状況にある場合その他の不公正な条件で事業譲渡等が行われることにより特定関係事業者の株主の利益が害されるおそれがある状況にある場合のみ記載) 不公正な条件で事業譲渡等が行われることにより特定関係事業者の株主の利益が害されるおそれがある状況の内容及び事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するために講ずる措置の内容</p>	

(注) ①には、二以上の事業者が共同して特別事業再編計画の認定を受けようとする場合において、当該二以上の事業者のいずれか一の事業者及び当該事業者が発行済株式の全部を有する株式会社が特定関係事業者の総株主の議決権の三分の二以上を有している場合以外の場合に、当該二以上の事業者が認定特別事業再編計画に従って特別事業再編のための措置を共同して行うことに関する書面による合意の内容を具体的に記載する。

②には、事業譲渡等について特定関係事業者とその取締役との利益が相反する状況にある場合その他の不公正な条件で事業譲渡等が行われることにより特定関係事業者の株主の利益が害されるおそれがある状況にある場合において、当該状況の内容及び事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するために講ずる措置の内容を具体的に記載する。

別表 9

特別事業再編に伴う法第31条第1項に規定する株式の併合の内容

① 資本金等の額の減少と同時に行う株式の併合の内容	
② 一単元の株式の数の減少又はその数の廃止の内容	

(注) ①には、資本金等の額の減少と同時に行う株式の併合の内容について、併合比率及び予定の年月日を含め要約的に記載する。

②には、一単元の株式の数の減少又はその数の廃止の内容について記載することにより、株式の併合後各株主がそれぞれ有する単元の数（当該株式の併合と同時に単元株式数を廃止する場合にあっては、各株主がそれぞれ有する株式の数）が、当該株式の併合前において各株主がそれぞれ有する単元の数を下回ることがないことを明らかにすること。

別表10

特別事業再編に伴う法第32条第1項に規定する株式の発行又は自己株式の処分及び特定株式等取得の内容

① （公開買付け（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第27条の2第6項に規定する公開買付けをいい、外国におけるこれに相当するものを含む。以下別表10において同じ。）の方法により特定株式等取得をする場合のみ記載） 公開買付けにおいて取得する予定の他の株式会社又は外国法人の議決権の数の下限	
② （公開買付けの方法以外の方法により特定株式等取得をする場合のみ記載） 特定株式等取得において取得する予定の他の株式会社又は外国法人の議決権の数又はその下限	
③ ①又は②の数の議決権を取得した場合の他の株式会社又は外国法人の総議決権に占める事業者が保有する当該他の株式会社又は外国法人の議決権の数の割合	
④ 法第32条第1項の規定により発行することが見込まれる株式又は処分することが見込まれる自己株式の数	
⑤ 法第32条第1項の規定による株式の発行又は自己株式の処分の結果として同項の子会社が保有することとなる事業者の株式の数	

(注)

- ①には、公開買付けの方法により特定株式等取得をする場合において、金融商品取引法第27条の13第4項第1号に規定する条件（外国における公開買付けの方

法に相当するものにあつては、これに相当するもの)を付そうとする場合における当該条件に含まれる他の株式会社の株式に係る議決権又は外国法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものに係る議決権のうち、外国における新株予約権若しくは新株予約権付社債又はこれらに類似するものに係る議決権を除いた数を記載すること。

2. ②には、公開買付けの方法以外の方法により特定株式等取得をする場合に、特定株式等取得において取得する予定の他の株式会社又は外国法人の議決権の数又はその下限を記載すること。
3. 当該公開買付けの方法以外の方法により特定株式等取得をする場合(当該特定株式等取得に係る他の株式会社又は外国法人が事業者の関係事業者又は外国関係法人でない場合に限る。)において、議決権保有割合が100分の40に満たない事業者にあつては、公開買付けにおいて、議決権保有割合が100分の40以上となるように金融商品取引法第27条の13第4項第1号に規定する条件(外国における公開買付けの方法に相当するものにあつては、これに相当するもの)を付す旨を③に記載すること。
4. 公開買付けの方法以外の方法により特定株式等取得をする場合(当該特定株式等取得に係る他の株式会社又は外国法人が事業者の関係事業者又は外国関係法人でない場合に限る。)において、議決権保有割合が100分の40に満たない事業者にあつては、議決権保有割合が100分の40以上となるように講ずる措置の内容を③に記載すること。
5. ⑤は、特定株式等取得に際して子会社が交付する事業者の株式の数を超えない数に限られる。

別表11

特別事業再編に伴う特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程

① 特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程	
② 事業者の株主が特定剰余金配当により交付を受ける特定剰余金配当株式等の売却をすることが困難でない理由	

(注) ①には、金融商品取引所の名称及び上場予定日その他の特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程を記載する。また、特定剰余金配当に係る会社法第454条第1項の規定による決定に係る株主総会又は取締役会の決議において金融商品取引所が特定剰余金配当株式等をその売買のため上場することを承認したことを当該特定剰余金配当がその効力を生ずることの条件とする場合にあつてはその旨、当該場合以外の場合にあつてはその旨及びその理由も記載する。

様式第二十九（第18条関係）

特別事業再編計画の不認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで認定申請のあった特別事業再編計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

法第25条第5項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第三十（第18条関係）

認定特別事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
2. 認定事業者名
3. 特別事業再編の目標
4. 特別事業再編の内容
5. 特別事業再編の実施時期
6. 特別事業再編に伴う労務に関する事項
7. その他

（記載要領）

認定事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第三十一（第19条関係）

認定特別事業再編計画の変更認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた特別事業再編計画について下記のとおり変更したいので、産業競争力強化法第26条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1. 変更事項
2. 変更事項の内容

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第三十二（第19条関係）

認定特別事業再編計画の変更不認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで変更認定申請のあった特別事業再編計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

法第26条第5項において準用する法第25条第5項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第三十三（第19条関係）

変更後の認定特別事業再編計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日
2. 変更後の認定事業者名
3. 変更事項
4. 変更事項の内容

（記載要領）

認定事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第三十四（第20条関係）

認定特別事業再編計画の変更指示の通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで認定をした特別事業再編計画については、下記の理由により変更を指示します。

記

変更を指示する理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

法第26条第5項において準用する法第25条第5項のうち、変更を指示する理由を具体的に記載する。

様式第三十五（第21条関係）

認定特別事業再編計画の認定取消し通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで認定をした特別事業再編計画については、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

法第26条第2項及び第3項のうち、認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

様式第三十六（第21条関係）

認定特別事業再編計画の認定取消しの公表

1. 認定取消しの年月日
2. 認定を取り消された事業者名
3. 認定取消しの理由

（記載要領）

1. 認定取消しの理由
 - （1）法第26条第2項及び第3項のうち、認定取消しの理由となっているものを具体的に記載する。
 - （2）事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第三十七（第33条関係）

指定金融機関指定申請書

年 月 日

財 務 大 臣 殿
経済産業大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名 印

指定金融機関の指定を受けたいので、産業競争力強化法第39条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 商号又は名称及び住所
2. 役員の様職名及び氏名
3. 事業再編促進業務を行おうとする営業所又は事務所の名称及び所在地
4. 事業再編促進業務を開始しようとする年月日

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第三十八（第35条関係）

指定金融機関商号等変更届出書

年 月 日

財務大臣 殿
経済産業大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名 印

- (1) 指定金融機関の商号若しくは名称又は住所
- (2) 事業再編促進業務を行う営業所若しくは事務所の所在地

を変更するので、産業競争力強化法第40条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 変更事項

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

2. 変更の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第三十九（第36条関係）

指定金融機関業務規程変更認可申請書

年 月 日

財務大臣 殿
経済産業大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名 印

事業再編促進業務に関する規程の変更について認可を受けたいので、産業競争力強化法第41条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更予定年月日
3. 変更の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第四十（第39条関係）

事業再編促進業務休廃止届出書

年 月 日

財 務 大 臣 殿
経済産業大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名 印

事業再編促進業務の一部（全部）を休止（廃止）するので、産業競争力強化法第45条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 休止（廃止）しようとする事業再編促進業務の範囲
2. 休止（廃止）しようとする年月日
3. 休止しようとする場合にあつては、その期間
4. 休止（廃止）の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第四十一（第42条関係）

創業支援等事業計画の認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

市町村長 名 印

産業競争力強化法第113条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

1. 市町村が実施する創業支援等事業について別表1に、市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第2条第21項第1号に該当する事業に限る。）について別表2に、市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第2条第21項第2号に該当する事業に限る。）について別表3に記載する。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

1. 創業支援等事業の目標
 - （1）創業支援等事業の目標について、別表1、別表2及び別表3により記載する。
 - （2）複数の創業支援等事業について計画を作成する場合は、それぞれの創業支援等事業について記載する。
2. 創業支援等事業の内容及び実施方法
 - （1）創業支援等事業の内容及び実施方法について、別表1、別表2及び別表3により記載する。
 - （2）複数の創業支援等事業について計画を作成する場合は、それぞれの創業支援等事業について記載する。
3. 計画期間
 - （1）計画期間について、別表1、別表2及び別表3により記載する。
 - （2）複数の創業支援等事業について計画を作成する場合は、それぞれの計画期間について記載する。

別表 1

市町村が実施する創業支援等事業

創業支援等事業の目標
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容
(2) 創業支援等事業の実施方法
計画期間

(注)

1. 複数の創業支援等事業について計画を作成する場合は、それぞれ別葉として記載する。
2. 「創業支援等事業の目標」には、創業支援等事業により、計画期間内に何件の支援を実施し、どの程度の創業を実現させようとするのかを具体的に記載する。
3. 「創業支援等事業の内容」には、創業支援等事業の内容を具体的に記載する。特定創業支援等事業に該当する場合は、その旨を記載するとともに、該当する内容を具体的に記載する。
4. 「創業支援等事業の実施方法」には、創業支援等事業の実施に当たって用いる民間の知識・手法又は連携する民間の創業支援等事業について記載する。
5. 「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。

別表 2

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第2条第21項第1号に該当する事業に限る。）

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称
(2) 住所
(3) 代表者の氏名
(4) 連絡先
創業支援等事業の目標
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容
(2) 創業支援等事業の実施方法
計画期間

(注)

1. 複数の創業支援等事業について計画を作成する場合は、それぞれ別葉として記載する。
2. 「実施する者の概要」には、実施する者が個人である場合は氏名、住所及び連絡先を、法人である場合は名称、住所、代表者の氏名及び連絡先を記載する。「連絡先」には、電話番号、FAX番号及び法人である場合には担当者名を記載する。
3. 「創業支援等事業の目標」には、創業支援等事業により、計画期間内に何人の支援を実施し、どの程度の創業を実現させようとするのかを具体的に記載する。
4. 「創業支援等事業の内容」には、創業支援等事業の内容を具体的に記載する。特定創業支援等事業に該当する場合は、その旨を記載するとともに、該当する内容を具体的に記載する。
5. 「創業支援等事業の実施方法」には、創業支援等事業の実施に当たって市町村及びその他の創業支援等事業を実施する者と連携を行う方法について記載する。
6. 「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。

別表 3

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第2条第21項第2号に該当する事業に限る。）

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称
(2) 住所
(3) 代表者の氏名
(4) 連絡先
創業支援等事業の目標
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容
(2) 創業支援等事業の実施方法
計画期間

(注)

1. 複数の創業支援等事業について計画を作成する場合は、それぞれ別葉として記載する。
2. 「実施する者の概要」には、実施する者が個人である場合は氏名、住所及び連絡先を、法人である場合は名称、住所、代表者の氏名及び連絡先を記載する。「連絡先」には、電話番号、FAX番号及び法人である場合には担当者名を記載する。
3. 「創業支援等事業の目標」には、創業支援等事業により、計画期間内に何人を対象に実施し、どの程度の創業に関する普及啓発を行おうとするのかを具体的に記載する。
4. 「創業支援等事業の内容」には、創業支援等事業の内容を具体的に記載する。
5. 「創業支援等事業の実施方法」には、創業支援等事業の実施に当たって市町村及びその他の創業支援等事業を実施する者と連携を行う方法及び効果的な創業支援等事業の実施に向けた効果検証の方法について記載する。
6. 「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。

様式第四十二（第43条関係）

創業支援等事業計画の不認定通知書

年 月 日

市町村長 名 殿

主務大臣 名

平成 年 月 日付けで認定申請のあった創業支援等事業等計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

法第113条第4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第四十三（第44条関係）

認定創業支援等事業計画の変更認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

市町村長 名 印

平成 年 月 日付で認定を受けた創業支援等事業計画について下記のとおり変更したいので、産業競争力強化法第114条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1. 変更事項
2. 変更事項の内容

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第四十四（第44条関係）

認定創業支援等事業計画の変更不認定通知書

年 月 日

市町村長 名 殿

主務大臣 名

平成 年 月 日付けで変更認定申請のあった創業支援等事業計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

法第113条第4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第四十五（第45条関係）

認定創業支援等事業計画の変更指示の通知書

年 月 日

市町村長 名 殿

主務大臣 名

平成 年 月 日付けで認定をした創業支援等事業計画については、下記の理由により変更を指示します。

記

変更を指示する理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

法第113条第4項のうち、変更を指示する理由を具体的に記載する。

様式第四十六（第46条関係）

認定創業支援等事業計画の認定取消し通知書

年 月 日

市町村長 名 殿

主務大臣 名

平成 年 月 日付けで認定をした創業支援等事業計画については、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

法第113条第4項のうち、認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

様式第四十七（第48条関係）

年度における認定新事業活動計画の実施状況報告書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた新事業活動計画の 年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 新事業活動の目標の達成状況
2. 実施した新事業活動の内容及び規制の特例措置の適用状況

（備考）

1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出すること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
3. 規制の特例措置の適用を受けて新事業活動を実施する場合には、この報告の他に、規制について規定する法令を所管する関係行政機関の長から規制の特例措置の適用状況について報告を求められる場合がある。

（記載要領）

1. 新事業活動の目標の達成状況
 - （1）新事業活動に係る事業の目標の達成状況を要約的に記載する。
 - （2）経営の向上の程度を示す数値を用いつつ要約的に記載する。
2. 実施した新事業活動の内容については、別表により、認定新事業活動実施者が実施した措置等について、計画と実績を対比させてそれぞれ記載する。
 - （1）規制の特例措置の適用を受けて新事業活動を実施した場合には、その内容を要約的に記載する。
 - （2）社債又は資金の借入れについて独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受けた場合には、その旨を記載する。

別表

実施した新事業活動の内容及び規制の特例措置の適用状況

区 分	計 画	実 績
実施内容等		

様式第四十八（第48条関係）

年度における認定事業再編計画（認定特別事業再編計画）の実施状況報告書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた事業再編計画（特別事業再編計画）の 年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 事業再編計画（特別事業再編計画）の目標の達成状況
2. 実施した事業再編計画（特別事業再編計画）の内容及び適用を受けた支援措置の内容
3. 事業再編計画（特別事業再編計画）に伴う労務に関する事項

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

1. 事業再編計画（特別事業再編計画）の目標の達成状況
 - （1）事業再編計画（特別事業再編計画）に係る事業の目標の達成状況を要約的に記載する。
 - （2）生産性の向上を示す数値の達成状況（認定計画に記載した指標を用いる。）を記載する。
 - （3）財務内容の健全性の向上を示す数値（認定計画に記載した指標を用いる。）を記載する。
2. 実施した事業再編計画（特別事業再編計画）の内容及び適用を受けた支援措置の内容については、次の別表により、認定事業者及び関係事業者又は外国関係法人が実施した措置等について、計画と実績を対比させてそれぞれ記載する。
 - （1）法第35条第1項の規定の適用を受けた投資事業有限責任組合から資金を調達した場合であって、様式第十九の別表5（注）2.に記載した措置を実施したときは、その旨を記載する。
 - （2）社債又は資金の借入れについて独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受けた場合には、その旨を記載する。
 - （3）指定金融機関から融資を受けた場合には、金融機関名及び当該金融機関に係る金額を記載する。また、事業再編計画においては、設備投資額が指定金融機関からの融資額よりも金額が少ない場合にはその理由も併せて記載する。
 - （4）中小企業投資育成株式会社による出資等を受けた場合には、その旨を記載する。
 - （5）株式会社日本政策金融公庫から融資を受けた場合には、その金額を記載する。
3. 事業再編計画（特別事業再編計画）に伴う労務に関する次の事項について、計画と実績を対比させて記載する。（3）、（4）及び（5）については、最終年度の報告において計画期間全体の数値も報告する。

- (1) 事業再編計画（特別事業再編計画）の開始時期の従業員数
- (2) 当該事業年度末の従業員数
- (3) 当該事業年度中、事業再編計画（特別事業再編計画）に充てた従業員数
- (4) (3)のうち、新規採用された従業員数
- (5) 事業再編計画（特別事業再編計画）に伴い当該事業年度中に出向し、又は解雇された従業員数

別表

実施した事業再編計画（特別事業再編計画）の内容及び適用を受けた支援措置の内容

区 分	計 画	実 績
実施内容等		

様式第四十九（第48条関係）

年度（第1四半期・第2四半期・第3四半期・第4四半期）における
認定事業再編計画（認定特別事業再編計画）の四半期実施状況報告書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた事業再編計画（特別事業再編計画）の 年度（第1
四半期・第2四半期・第3四半期・第4四半期）の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 売上の推移
2. 有利子負債残高の推移

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

1. 及び2. については、総額、前年同期比及び事業再編計画（特別事業再編計画）に関連する再建計画との比較について記載する。

様式第五十（第48条関係）

年度における認定事業再編計画（認定特別事業再編計画）の適時実施状況報告書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた事業再編計画（特別事業再編計画）の実施に当たり、下記の事項が発生したため報告します。

記

発生した事項

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

本施行規則第48条第6項各号に掲げる事項に照らして記載する。

様式第五十一 (第52条関係)

表

年 月 日発行第 号 (年 月 日まで有効)		
職 名	氏 名	生 年 月 日
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">刻 印</div><div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 150px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">(写真)</div><div style="text-align: center; flex-grow: 1;"><p>産業競争力強化法第138条第1項による立入検査証</p><p>(発 行 権 者) 印</p></div></div>		

裏

産業競争力強化法抜粋

第百三十八条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関から事業再編促進業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定金融機関の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第百五十条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

四 第百三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格B8とする。